

国保**国民健康保険の高額療養費****年金****医療費が高額になったときに****1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき**

高額療養費は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、超過分が支給されるものです。70歳未満の人の限度額は下表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、受診の通常2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑・医療費の領収書(病院などが発行したもの)・該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月末になります。

■70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

負担区分	3回目まで	4回目以降
一般	8万1000円 [医療費が26万7,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算]	4万4,400円
上位所得者*	15万円 [医療費が50万円を超えた場合はその超えた分の1%を加算]	8万3,400円
住民税 非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*上位所得者とは国民健康保険税算定の基礎控除後の所得が600万円を超える世帯のこと(所得の申告をしていない世帯も上位所得者となります)

**「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに**

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証が交付できるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

**年金****受給者が亡くなったときは速やかに届け出を**

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われるようになっています。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がない場合は

亡くなった後も年金が支払われ続けてしまいます。その場合、払い過ぎの年金を後から返していただくこととなりますので、届け出は速やかをお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金の死亡の届け出と併せて手続きをしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。